

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…二

○都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)…三

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…五

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

告示

●東京都告示第九十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六

号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成三十一年二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 ハウジングエスクロー株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 三柴 文雄

三 主たる事務 渋谷区本町一丁目三番五号
所の所在地

四 免許証番号 東京都知事(2)第九四二四四号

五 免許年月日 平成二十九年五月二十五日

●東京都告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区上池袋三丁目地内)

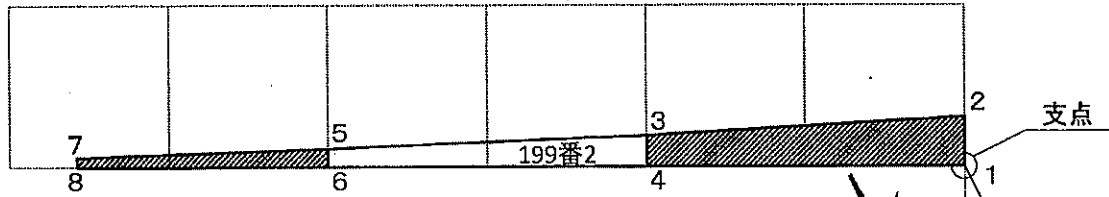
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその

化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

豊島区上池袋三丁目



座標値一覧

地点	X	Y
1	-28716.386	-10449.787
2	-28719.303	-10451.372
3	-28727.784	-10433.195
4	-28725.818	-10432.150
5	-28736.251	-10415.046
6	-28735.178	-10414.475
7	-28742.933	-10400.722
8	-28742.602	-10400.458

【支点】
 支点は、座標値(X=-28716.386, Y=-10449.787)とする。

【格子の回転角度(27度59分20秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 □ 調査対象地
 ○ 単位区画
 ▨ 形質変更時要届出区域

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第二百号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(台東区北上野一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去